

## 用地調査等業務費積算基準について

令和8年4月1日

県土整備部が発注する土地等の取得等に伴う建物、工作物等の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下「用地調査等業務」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに用いる用地調査等業務費積算基準について、下記のとおり、一部改正することとしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 改正内容

別添新旧対照表及び改正後全文のとおり

#### 2 適用

県土整備部が発注する用地調査等業務委託のうち、令和8年4月1日以降に予算執行伺の決裁を受ける業務から適用します。

#### 3 問合せ先

宮崎県県土整備部用地対策課用地指導担当（電話：0985-26-7174）